

平成 30 年度

救助工作車Ⅲ型(本部救助工作車)

条件付き一般競争入札要項

泉州南消防組合

1. 入札に付する事項

- (1) 調達物品名及び数量
仕様書のとおり
- (2) 調達物品の特質等
仕様書のとおり
- (3) 納入場所
泉州南広域消防本部（大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の20）
- (4) 納入期限
平成31年2月15日（金）

2. 入札に参加する者に必要な資格条件

入札参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日において平成30年度の泉州南消防組合構成市町（泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町）のいずれかに入札参加資格を有していること。
- (3) 公告の日から入札執行日までの間のいずれの日においても、本組合構成市町又は大阪府からの指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 公告の日から入札執行日までの間のいずれの日においても、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等及びこれに準ずる者として公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不適当と認められていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」という。）第17条第1項若しくは第2項の規定による更生手続開始の申立て〔同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。〕をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る新法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

3. 入札参加資格審査申請

- (1) 本件の入札に参加を希望する者は、所定の期日までに次の書類を提出し、本組合の条件付き

一般競争入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ①泉州南消防組合条件付き一般競争入札参加資格審査申請書
 - ②製作予定工場一覧表（同様の内容であれば別様式でも可）
 - ③使用印鑑届【営業所等にあつては営業所等の代表者に入札及び契約に関する権限を委任する委任状（貴社様式）を添付】
 - ④登記簿謄本の写し（直近、3か月以内のもの）
 - ⑤印鑑登録証明書の写し（直近、3か月以内のもの）
 - ⑥資格審査申請等の連絡先に関する調書
 - ⑦362円分の切手を貼付した定形の封筒（資格審査結果通知用）
- (2) 申請書類の提出は、本組合指定の様式により行うものとし、入札参加資格審査申請提出期日までに提出場所に持参するものとする。なお、郵送又は電送によるものは受付けない。
- (3) 提出された申請書類等は返却しない。

4. 入札参加資格審査申請書の用紙交付及び提出の期間・場所

- (1) 交付及び提出期間 平成30年5月9日(水)から平成30年5月23日(水)まで
午前10時00分から午後5時00分まで
(土、日、祝日および正午から午後1時までを除く)
- (2) 交付及び提出場所 泉佐野市りんくう往来北1番地の20
泉州南広域消防本部 総務部 総務課 契約係（庁舎3階）

なお、交付する申請書類の全ては、期間中に組合ホームページからダウンロード可能。

5. 入札参加資格の審査及び通知

- (1) 入札参加資格審査申請の提出書類を審査した結果、入札参加資格を有すると認めた申請者には、入札参加資格確認通知書を交付する。また、入札参加資格を認めなかった申請者に対しては、その旨の理由を付して通知する。
- (2) 入札参加資格確認通知書の交付及び入札参加資格を認めなかった申請者に対する通知は、平成30年5月24日（木）に速達郵便で発送する。
- (3) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、平成30年6月1日（金）までに本組合総務部総務課契約係まで書面を持参し、提出すること。回答は、平成30年6月6日（水）までに書面にて回答する。

6. 入札関係書類等

- (1) ホームページで掲載する。
公開日時 平成30年5月25日（金）～平成30年6月14日（木）
- (2) 質疑については、指定された様式で作成し、電子メールで送信すること。また、質疑がない場合であっても、質疑書により質疑がない旨の質疑書を提出すること。
 - ①提出期限 平成30年6月4日(月) 正午まで
 - ②送信先 泉州南広域消防本部 総務部 総務課 契約係
 - ③e-mail soumu@senshu-minami119.jp
 - ④着信確認 電子メール送信後、必ず電話で連絡を取ること。電話による着信確認を行わなかった場合、質疑は無かったものとして取り扱う。

連絡先：総務部 総務課 電話072-462-1050（直通）

(3) 質疑に対する回答は、次のとおりとする。

①回答日時 平成30年6月7日(木)

全ての質疑に対する回答は、入札参加資格者全てに対して、提出された申請書に記載している連絡先へ電子メールで送信する。

7. 入札に参加できない者

- (1) 本件調達物品の入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者。
- (2) 入札参加資格確認通知書の交付後、入札までの間に大阪府及び本組合構成市町の指名停止等を受けた者。

8. 入札保証金に関する事項

入札保証金は納付を免除する。

ただし、落札者が本組合指定の期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収する。

9. 契約条項を示す場所及び期間

泉州南消防組合契約規則（平成28年8月5日規則第14号）、契約書については、泉州南広域消防本部総務部総務課契約係において公告の日から入札の日までの期間、閲覧することができる。

10. 入札方法

- (1) 郵送、電送による入札は認めない。
- (2) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、3回を限度とする。第1回目の入札書は事前に入札関係書類としてホームページで掲載する。
- (4) 第1回目の入札において、予定価格の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を実施することができる。なお、再度の入札における入札書は入札場所にて配布する。
- (5) 第1回目の入札書は、長形3号サイズの封筒に封入し、使用印鑑届の実印又は使用印により封かん（割印）したものを持参しなければならない。
- (6) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延長することがある。

11. 予定価格の公表（事後公表）

落札者決定後に公表する。

12. 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 平成30年6月14日(木) 午前11時00分
- (2) 入札場所 大阪府泉佐野市りんくう往来北1番地の20
泉州南広域消防本部 5階研修室

13. 落札者の決定に関する留意事項

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、入札参加者等により抽選で落札者を決定する。
- (3) 管理者は、入札に関し不正な行為が行われたおそれがあると認めるときは、落札者の決定を保留することができる。

14. 内訳書の提出

落札者に対して、落札となった入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加えた内訳書を仮契約締結日までに提出を求める。

15. 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに入札要領及び入札要項において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、本組合により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

16. 入札の中止等

入札前に天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期または中止する場合がある。

17. 契約の保証

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書が提出されたとき。
- (2) 過去2年間に組合、国、又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合。

18. 契約の締結

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後、指定した日までに仮契約を締結しなければならない。期間内に契約を締結しない場合は、落札者としての権利を失う。
- (3) 本契約締結については、泉州南消防組合議会の議決を要するものである。

なお、泉州南消防組合議会の議決を得るまでの仮契約期間中に上記2の(3)及び(4)に該当する行為があったとき、本組合は当該仮契約を解除することができるものとする。この場合、当組合は一切の責を負わない。

19. 支払条件

納入品等の代金は、当組合の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

20. 瑕疵担保期間

1年。ただし、重大な過失がある場合は、3年。

21. その他

入札参加者は、仕様書等を熟読し、地方自治法、同法施行令等の関係法令並びに泉州南消防組合契約規則、泉州南消防組合契約事務取扱要綱、入札要領、入札要項を遵守すること。

2.2. 問合せ先

泉佐野市りんくう往来北1番地の20

泉州南広域消防本部 総務部 総務課 契約係（庁舎3階）

電話 072-462-1050（直通）